

国 総 建 第 2 9 号

平成 1 8 年 5 月 1 日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び  
「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴い、平成 18 年 5 月 1 日付けで、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）について所要の改正が行われる。

このことを踏まえ、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号）及び「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号）の一部を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に対して通知したところである。

については、貴団体傘下の建設業者に対して周知・指導方お願いする。

「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」  
及び「建設業許可事務ガイドライン」の一部改正（H18.5.1付）

会社法（平成 17 年法律第 86 号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。）が 5 月 1 日に施行されること等を受け、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成 13 年国総建第 99 号）」等について、一部改正を行いました。

改正後の内容につきましては、国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/index01.htm>）に掲載しているところです。

【主な改正点】

通知中の用語の置き換え

会社法等の施行により、例えば、有限会社に係る制度が廃止（既存の有限会社は、株式会社（特例有限会社）として存続。）されること等を踏まえ、通知中の用語について、所要の改正を行った。

（用語の変更例）

- ・ 「株式会社及び有限会社」 ⇒ 「株式会社」
- ・ 「合名会社及び合資会社」 ⇒ 「持分会社」
- ・ 「委員会等設置会社」 ⇒ 「委員会設置会社」
- ・ 「営業年度」 ⇒ 「事業年度」
- ・ 「営業報告書」 ⇒ 「事業報告書」 等

（建設業許可の基準、建設業許可事務ガイドライン）

通知中の引用・準用等規定の整備

通知中、整備法等により改正される旧商法等を引用・準用している箇所につき、所要の改正を行った。  
（建設業許可事務ガイドライン）

建設業法の 5.1 改正に伴う記載の変更

整備法により、5 月 1 日付けで建設業法が改正され、建設業許可の欠格要件を定めた法 8 条に係る規定が変更となることを踏まえ、通知中の関連箇所について、所要の改正を行った。  
（建設業許可の基準）

以上